

第 5 7 号議案

亀岡市上下水道事業の組織等に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

亀岡市上下水道事業の組織等に関する条例（平成 1 2 年亀岡市条例第 2 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 5 年 3 月 4 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

亀岡市上下水道事業の組織等に関する条例の
一部を改正する条例

亀岡市上下水道事業の組織等に関する条例（平成 1 2 年亀岡市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「ただし書き」を「ただし書」に、「市長」を「、市長」に改める。

第 3 条第 2 項第 3 号中「簡易専用水道」を「専用水道及び簡易専用水道」に改め、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 飲用井戸等に関すること。

附 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

亀岡市上下水道事業の組織等に関する条例の
一部を改正する条例案要綱

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における水道法の一部改正及び飲用井戸等衛生対策要領の一部改正に伴い、上下水道部が分掌する事務について規定整備を図ること。
- 2 この条例は、平成25年4月1日から施行すること。